

12月定例会

11月29日～12月19日

東浦町の
こんなことが決まりました

全会一致で決定した案件

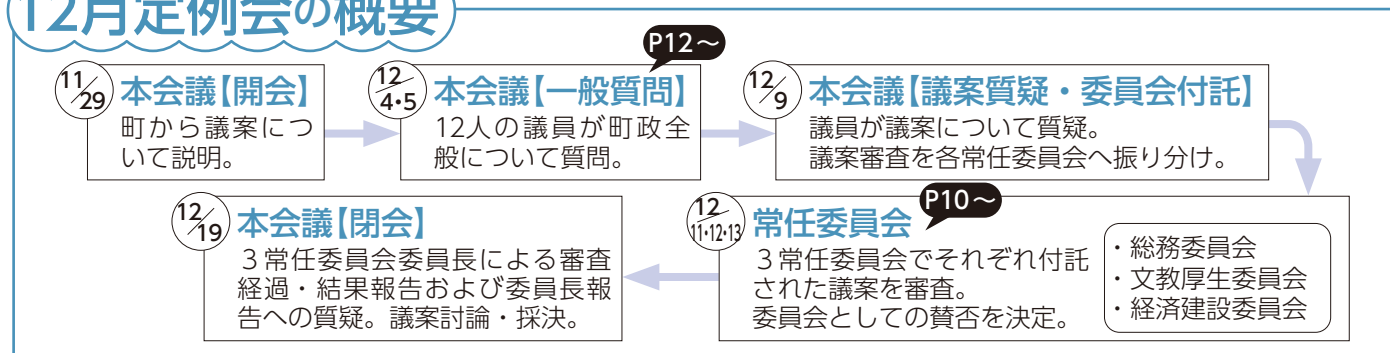
議案番号	議案名	結果
同意 5・6	人権擁護委員の推薦について	同意
報告10	損害賠償の額の決定及び和解について	
報告11	工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－1））	
承認9	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて	承認
議案52	東浦町産業振興施設条例の廃止について	可決
PickUp 2 議案53	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第10号）	
議案54	令和6年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）	
議案55	令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議案56	令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第2号）	
議案57	令和6年度東浦町下水道事業会計補正予算（第2号）	
議案58	工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－2））	
議案59	指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）	
議案61	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第11号）	
—	議員派遣（11月29日、12月19日）	

賛否が分かれた案件

議案 番号	議 案 名	結果	親和会					清流会				公明党東浦	東浦 農業会	市民 クラブ	長坂 知泰	森 靖広	
			鏡 味 昭史	山下 享司	間瀬 元明	前田 明弘	大川 晃	北野 興地	三浦 雄二	水野 久子	間瀬 宗則	久松 純志	秋葉 富士子	赤川 操恵	山田 眞悟	杉下 久仁子	長坂 知泰
議案45	東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案46	東浦町職員定数条例の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案47	東浦町部制条例及び東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案48	東浦町副町長の定数を定める条例の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案49	東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案50	東浦町手数料条例の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案51	東浦町税条例の一部改正について	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案60	指定管理者の指定について（東浦町中央図書館）	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○

※「議」は議長（採決に加わらない）、○は賛成、●は反対

12月定例会の概要



PickUp 1

公共施設の 使用料を見直しました

P8に討論
P10に関連質問

使用料等の料金算定の基準を作成。行政サービスの利用者と非利用者間の公平性を確保することが目的。使用料が大幅に増える場合は、激変緩和措置で段階的に見直す。

総務委員会では否決されたが、本会議で可決。

Q どの程度の増収を見込んでいるか。

A 令和5年度の利用実績を基に計算し、増収見込み額は約950万円。

Q 本町の料金について
の考えは。

A 施設の維持管理に必要なコストに着目して、使用料算定する方法を採用した。

Q 新たに料金を徴収するものを激変緩和措置の対象から除く理由は。

A 利用者と非利用者の公平性の観点から、新たに徴収する使用料は、新規の使用料とするため、激変緩和措置の対象外とした。



▲施設使用料が変更となる文化センター

Q 利用時間1時間当たりの考え方は。

A 社会体育施設の利用開始時刻は正時の貸館にしている。利用開始時刻を正時および30分とするので、より細やかなサービスを提供できると考える。システム設定の検証を行い、実施時期は年度替わり等がふさわしいと考える。

PickUp 2

こども未来部 子育てと教育を一元化

多様化する行政課題等に迅速かつ柔軟に対応し、より効率的・効果的な組織とするため、大規模な機構改革を行う。関連する部制条例の改正と「こども家庭センター」設置に向け、補正予算が計上された。

Q こども未来部設置の
ねらいとメリットは。

A ねらいは、子育てと教育を結びつけることで、子どもの育ちを一貫して行うこと。また「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世代、子どもの包括的な相談支援等を切れ目なく行うことができる。

乳児から社会に出るまでの広い範囲で、子どもの育ちをフォローできることが利点。

Q こども家庭センター
の開設準備に係る経費
の内訳は。

A 事務用の椅子、文書収納庫等の購入と電話や看板等の設置である。場所は保健センター内事務



▲こども家庭センターは保健センター内に設置されます

所西側の部屋を予定。
Q スケジュールは。

A 令和7年4月の開始に向け準備を進める。

Q 支援員等の配置は。

A センター長や統括支援員等は、機構改革の中で人事異動の内示に沿って準備を進める。

PickUp 3

中央図書館指定管理者を更新

指定管理者制度運用方針に基づき、指定管理者を改めて公募し、選定した。これまでの指定管理者を更新して、指定管理期間を3年から5年へ変更した。

Q 指定期間を5年に
変えた理由とメリットは。

A 指定管理者の更新に係る職員の事務コストが軽減できるため。

長期のメリットは、質の高い人材育成が可能となること。継続して働くことで職員の本町への理解が深まる。小中学校や町内施設との人間関係が、つくられ学校等との連携事業を円滑に進めることができる。

Q 選定の評価項目である提案事業内容は。

A 4つの提案があった。①図書館システムの更新で、カードレス化、非来館のWEB利用登録に対応。②ゾーニングの実施。1階のゆめらびコー



▲ゾーニングが実現すれば、一層居心地のよい空間に

賛否討論

※要約してあります

議案第49号 東浦町学校体育施設の開放に関する
条例等の一部改正について

定例会最終日に5会派が賛成・反対の討論を行いました。その主な内容を紹介します。

この議案の概要

公共施設の使用料を改めるための条例改正。

料金算定や料金改定時期の考え方が未整理だったので、見直し基準を策定し、現状の行政サービスのコストをもとにした料金にすることで、行政サービスの利用者と非利用者の公平性の確保を図る。

※総務委員会審議では否決されましたが、
本会議では可決となりました。



賛成

積極的に減免を活用する等で
誰もが使いやすい施設に

庶民倶楽部 山田 眞悟 議員

公共施設を使った利用者が施設にかかる経費を支払う「受益者負担」の原則は、全国共通。本町の保育園の給食費無償化や、18歳までの子ども医療費無料化等の施策と、施設の利用料を同一に扱うのは「公平・平等」の原則からかけ離れている。利用者に負担を求めなければ、施設非利用者を含む納税者全員が負担することになる。

適切な負担は求めつつも、社会的に支援が必要な方々には、積極的に減免を活用する等、誰もが使いやすい施設にしていけることを町当局に求めて、賛成とする。



賛成

増収目的ではないので
減免措置を強く要望し賛成

親和会 大川 晃 議員

本改正は、結果として施設利用料の値上げとなる。施設の維持管理に必要なコストに着目して、使用料を改めて算定する、知多3市2町で採用されている方法を採用。受益者負担の考え方を鑑みれば妥当な方法だと判断。

体育室空調設備料が新たに加わることで、利用者が空調を使用せずに体調を崩すことは、あってはならないため、減免措置を強く要望する。徴収期間を夏期と冬期と分け、夏期28℃、冬期18℃と基準温度を設ける。その温度設定を変更して利用する団体から徴収するのはどうか。施設利用者への周知が遅れないこととし、賛成。



賛成

民意を反映した「基準」と
町民参画の「審議会」の導入を

町民ファーストの会 長坂 知泰 議員

総務委員会で反対とした理由の1点目は、一般の使用料見直し基準には民意の反映が一切無く、重要事項も基準に盛り込まれ、条例の上位に基準が位置付けられている点である。これに対応するため「審議会」の導入を求める。2点目は、町民への政策的配慮が欠けていると判断したためである。

本会議では、採決態度を賛成とした。議案内容は使用料の変更で、施設使用料自体は近隣市町と比較しても同等又は安価と思われる。町長より積極的に減免を適用させるとのことから、町民負担の救済は可能と判断したものである。



賛成

使用料の見直しは理解するが、
柔軟な対応と丁寧な周知を

清流会 三浦 雄二 議員

公共施設使用料の料金算定の基準を作成した上で、行政サービスの公平性を確保する目的で見直しをすることについては理解する。しかし、ふれあいセンターの体育室空調設備等、今まで使用料を徴収していない施設は、激変緩和措置の対象とするよう求めたが、しないということ総務委員会では反対した。

本会議で町長より減免措置を充実するとの説明があり、住民の健康づくりや生きがいづくり等、減免の運用を積極的に行うとの発言があったことから、柔軟な対応と丁寧な周知の意見を付して、賛成する。



反対

誰もが利用しやすい
料金設定が

日本共産党ひがしうら 杉下久仁子 議員

今回の改定は、必ずしも大幅な引上げではないが、新たに空調設備使用料が設定され、初めから1時間当たり1650円と高額。また類似の施設では、空調設備使用料を徴収しないところもある。「所得に関係なく誰もが利用しやすい料金設定か」「公平性はどうか」と疑問が残る。

次に見直し基準の考え方で2点意見する。

①「利用者と非利用者の負担の公平性の確保」は所得のある人が利用するとの発想につながりかねず、公共性が損なわれる心配がある。
②コスト計算で、建物にかかる減価償却費を含むことは負担の偏りが出ると考える。